

《一般事業主行動計画》  
社会福祉法人 めやす箱 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させ、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を立て、雇用環境の整備に取り組みます。

1. 計画期間 2026年4月1日～2028年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間中の男性の育児休暇取得率を70%以上とする  
計画期間中の女性の育児休暇取得率の100%を維持する

(対策)

- 2026年5月
- ・働きやすさ委員会より各管理者に向けて、育児休暇制度対象者把握の為の実態調査アンケートを実施する。
  - ・対象者把握を行った後、2026年度育児休暇制度利用希望者については、法人事務局より育児休暇制度の説明を行う。
- 2026年6月
- ・働きやすさ委員会より、法人育児休暇制度規程内容について社内掲示板を活用して、職員に向けて行い制度周知を行う。
  - ・法人パート職員に関しては、6月の各事業所の職員会議で、法人育児休暇制度規程内容について管理者より説明を行い、説明内容について会議録に記録しておく。
- 2027年5月
- ・働きやすさ委員会より各管理者に向けて、育児休暇制度対象者把握の為の実態調査アンケートを実施する。
  - ・対象者把握を行った後、2027年度育児休暇制度利用希望者については、法人事務局より育児休暇制度の説明を行う。
- 2027年6月
- ・働きやすさ委員会より、法人育児休暇制度規程内容について社内掲示板を活用して、職員に向けて行い制度周知を行う。
  - ・法人パート職員に関しては、6月の各事業所の職員会議で、法人育児休暇制度規程内容について管理者より説明を行い、説明内容について会議録に記録しておく。

目標 2 : 年次有給休暇の付与日数が 10 日以上ある職員は平均 9 日以上消化する。

(対策)

- ・ 2026 年 5 月 各部門における有給休暇取得の状況について把握する
- ・ 2026 年 6 月 各事業所の取得数を管理職に 4 ヶ月ごとにお知らせし、取得を促す
- ・ アニバーサリー休暇制度を設けて付与する

目標 3 : フルタイム職員 1 人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間を 30 時間未満とする。

(対策)

- ・ 2026 年 5 月 各部門における法定時間外労働及び法定休日労働時間の状況について把握する
- ・ 2026 年 10 月 社内メールなどにより、時間外労働削減に向けて意識を高める
- ・ 2026 年 11 月 法定時間外労働の実施状況を把握し、各事業所において、問題点の検討及び意識改革のために話し合う
- ・ 法人内の全ての会議の 6 割を勤務時間内に行えるようにする